

滝川市下水道事業経営戦略(個別排水処理施設事業)

団 体 名 : 滝川市

事 業 名 : 個別排水処理施設事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

改 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成21年4月1日法適 (一部適用)
整備済浄化槽基数(人口) 処理区域内人口密度	235基(572人) 0.2人/ha ※(令和2年度末現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	下水道認可区域以外(2処理区)		
処 理 場 数	235基(令和2年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	人口密度が低いため公共下水道を敷設すると費用対効果が見込めない当事業処理区において、河川等の水質保全と住民が下水道処理区域と同様の水洗化を享受することを目的に、投資費用が下水道と比較して安価である合併処理浄化槽公設事業を平成9年度より開始。平成28年度策定の生活排水処理基本計画に基づき、整備を継続している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 7㎡まで: 1,263円 超過使用料 8㎡以上: 1㎡につき192円	※資産維持費の算定:無 ※公共下水道事業と同一使用料設定
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 15㎡まで: 3,060円 超過料金 16㎡以上: 1㎡につき243円	※資産維持費の算定:無 ※公共下水道事業と同一使用料設定
その他の使用料体系の 概要・考え方	福祉用(基本使用料を減免した額は一般会計から繰入金として補てん) 基本使用料 7㎡まで: 710円 超過使用料 8㎡以上: 1㎡につき192円	※資産維持費の算定:無 ※公共下水道事業と同一使用料設定
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 3,662 円 令和元年度 3,759 円 令和2年度 3,759 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 平成30年度 3,707 円 令和元年度 3,728 円 令和2年度 3,788 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料(税抜き)をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(税抜き、家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	技術職員1名、事務職員2名、会計年度任用職員1名 ※公共下水道事業と併せて職員配置
事業運営組織	建設部(技術:土木課、事務:都市計画課)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併処理浄化槽の保守点検及び定期清掃業務を委託
	イ 指定管理者制度	採用していない
	ウ PPP・PFI	採用していない
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	採用していない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	採用していない

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析・・・(別紙1参照)

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

市としての政策事業であり、一般会計からの繰入金により黒字確保しているため、現状において収支に大きな問題は生じていないが、労務単価の上昇に伴い、保守点検及び定期清掃業務(汲み取り)費用等の固定経費並びに減価償却費が増加しており、汚水処理原価は上昇傾向にある。
経費回収率は類似団体と同様に約50%で推移、他会計補助金等一般会計からの繰入金によって経常収支比率は100%以上で推移している。
流動比率は200%以上を確保しており増加傾向にあるものの、企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して低い。

① 経営の健全性・効率性の分析

- ・労務単価の上昇に伴い、保守点検及び定期清掃業務(汲み取り)費用等の固定経費並びに減価償却費が増加しており、汚水処理原価は上昇傾向にある。
- ・経費回収率は類似団体と同様に約50%で推移、他会計補助金等一般会計からの繰入金によって経常収支比率は100%以上で推移している。
- ・流動比率は200%以上を確保しており増加傾向にあるものの、企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して低い。

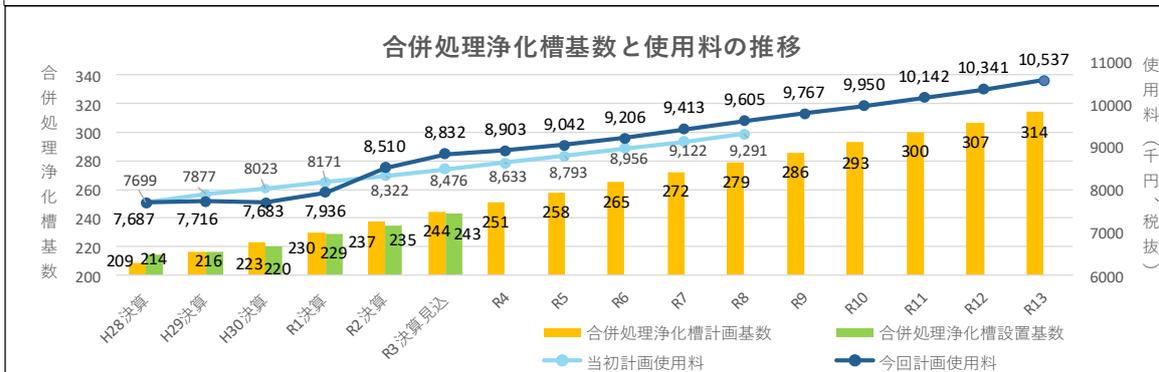
② 老朽化の状況の分析

- ・有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して低くなっており、耐用年数を経過した合併処理浄化槽は無い。

2. 将来の事業環境

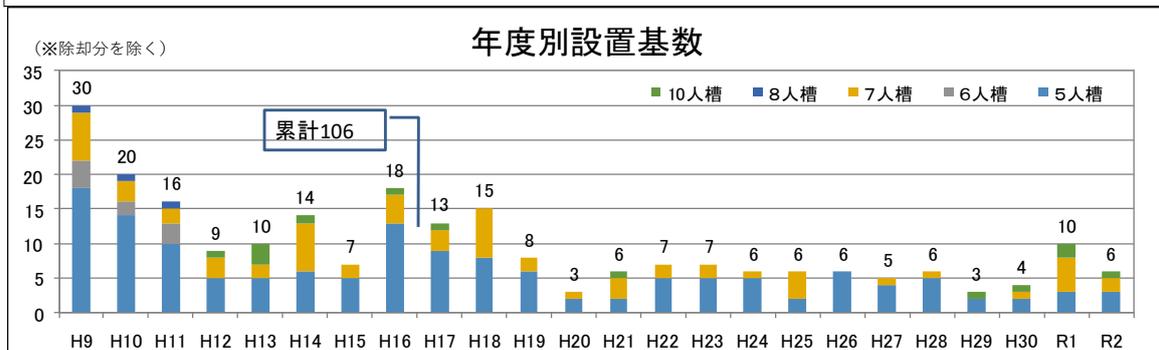
(1) 合併処理浄化槽設置基数と使用料収入の予測

平成9年度個別排水処理施設事業に着手し、住宅新築や単独処理浄化槽の切り替えによって設置基数はほぼ計画基数どおりに推移しており、処理区域の水洗化は今後も緩やかに進むものと予測される。決算実績から、当初使用料見込と比較し約3%の使用料収入増を見込んだ。



(2) 施設の見通し

整備基数は令和2年度末で合計235基、その多くが事業開始年度初期に整備されたものであり、平成16年以前に敷設した合併処理浄化槽106基(全体の約45%)が10年以内に現在の耐用年数である28年を超える見通しにある。



(3) 組織の見通し

公共下水道事業と併せて事業を実施(同職員)していることにより効率的な組織体制となっている。欠員が出た際のリスクマネジメントも含め業務の平準化を図るとともに、職員がノウハウの継承を行えるよう業務の共有化等を行っている。

3. 経営の基本方針

平成28年度策定の生活排水処理基本計画において、「良好な生活環境を確保」と共に、「生活排水の適正な処理」を図るため、生活排水対策の基本として「水の適正利用に関する啓発」と「生活排水処理の普及」に努め、公共用水域の水質改善を図ることにとどまらず、充実した住みよいまちづくりに資することを基本方針としている。

以上のことから、経営戦略における基本方針としては、これらを実現するため「安定した事業の継続」を基本方針とする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

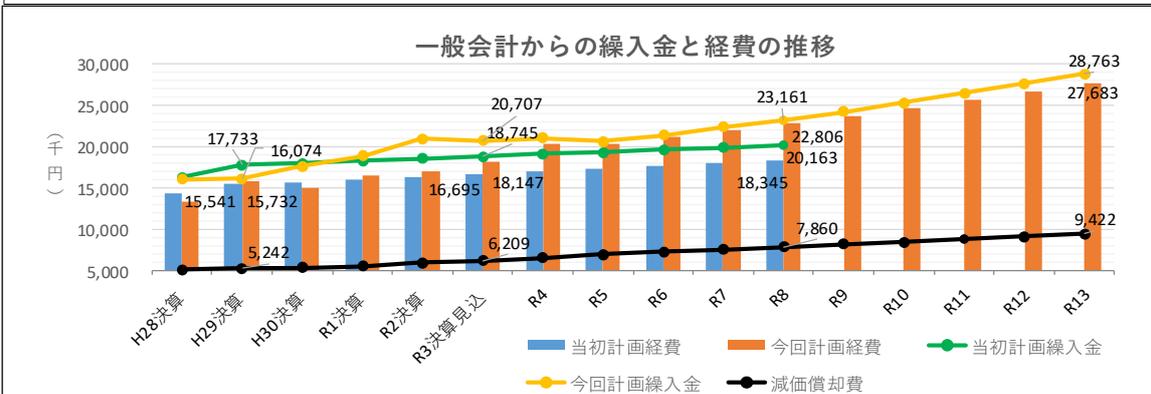
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	○生活排水処理基本計画に基づいた計画的な合併処理浄化槽整備事業の継続
<p>○資本的収入に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業債・・・交付税算入されることから、適償性のある事業費を全額計上。借入期間は施設の耐用年数に合わせ28年とする(5年据置)。利率は、令和3年度まで0.6%(現在)を適用し、以後毎年度0.1%上昇と推計。 ・出資金・・・資本的支出総額から受益者分担金及び長期前受金戻入額(うち受益者分担金、補助金を除く。)を減じた額。 <p>○資本的支出に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設改良費・・・生活排水処理基本計画に基づき令和5年度以降毎年7基10,500千円を計上。現時点では、耐用年数を超える合併処理浄化槽はないが、前述のとおり中長期的には令和8年度以降、事業開始年度に設置した浄化槽から順次、現在の耐用年数を経過する。一方で「計画的・予防保全的な機器交換や補修等の長寿命化対策を実施した場合の浄化槽寿命を50年※」とされており、当市では公設の浄化槽として同様の維持管理を事業開始以来実施しているため、耐用年数経過後すぐに設置した浄化槽が使用不能となる可能性は低いものと判断し、更新費用及び資産維持費は現段階において未計上とした。また、今後の維持費用負担の増大見込を受け、当初予算時の事業費及び予定基数以上の投資は行わないこととする。 ※「令和2年度浄化槽長寿命化計画の策定に係る調査検討業務報告書(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)JP.18注釈 ・起債償還額・・・令和9年度をピークに緩やかに減少していく見込みとなっている。 	

② 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

目 標	○収入の確保
<p>○収益的収入に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業利益(使用料収入の見直し及び繰入金に関する事項) <ul style="list-style-type: none"> ・・・当該事業開始の際、下水道処理区域との公平性を念頭に公共下水道事業と使用料体系を同一設定とする政策であったため、公共下水道事業に使用料を準じる条例規定(滝川市個別排水処理施設条例第12条)とした。そのことから、同使用料の見直しが行なわれた場合は、それに合わせて使用料を変更するものとする。 ・営業外利益・・・他会計補助金は、福祉減免額を含め費用不足分を一般会計からの繰入額として計上、基数も増加し増加傾向にある。他会計負担金は、起債臨時措置額に係る一般会計からの繰入予定額を計上、繰入額により計画期間は純利益計上。 ・長期前受金戻入・・・資産の償却分を計上。 <p>○収益的支出に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業費用について <ul style="list-style-type: none"> 修繕費・・・経年劣化と基数増に伴い増加すると想定、令和2年度比で令和8年度は約50%増、令和13年度は約100%増を計上。 手数料及び委託料・・・令和2年度/平成28年比の労務単価が平均で約16%、燃料単価は平均で約20%増加しており、今後同様に上昇すると想定し計上。 減価償却費・・・基数増に伴う分を計上。 ・営業外費用・・・起債償還は元利均等払いのため経年に伴い支払利息は減少する。 <p>○収益及び補てん財源等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の維持管理費及び資本費の増加に伴いキャッシュフローが悪化するものの、一般会計からの繰入金増加によって各年度純利益及び補てん財源等が確保され、計画期間内において資金不足額は発生しない。 	



(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>政策的な事業として経費等の費用不足分を一般会計からの繰入金で補っているため、個別排水処理施設事業の経費回収率は約50%であり、100%以上である公共下水道事業と比べ著しく低い状況にある。今後同様に事業を継続した場合、経費も基数も増加することから、補てん額である一般会計からの繰入金は増え続ける状況にある。今後の「安定した事業の継続」のためには、一般会計からの繰入金に依存する状況が懸念されるので、立地適正化計画や生活排水処理基本計画等、他の計画の趣旨も踏まえ、事業手法の見直しを検討する。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>設置した浄化槽の保守を継続することで劣化状況を適宜把握し、更新に必要となる具体的な費用の把握に努め、次期計画への反映を検討する。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>公共下水道事業との使用料体系と同一のため、公共下水道事業で使用料の見直しが行なわれた場合、或いは事業の最適化検討の結果に応じ使用料を変更する。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>建設改良に伴う財源は、借入利息の動向を踏まえながら、交付税措置のある企業債を活用するなど適切な財源確保を継続する。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>既に対応可能な民間委託は実施済みであるが、有益になる方策が見込まれる際には、適切に検討する。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>合併処理浄化槽の消耗部品の交換が主な修繕であり、新規の合併処理浄化槽が増加しているため、修繕費は増加する。耐用年数に近づくにつれて、交換箇所・頻度に伴う費用の増が見込まれるため財源を確保しておく必要がある。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>委託内容を適宜見直し、経費削減・効率化に努める。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>下水道使用料の徴収を委託している中空知広域水道企業団と連携しながら、収納率の向上に努める。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>安定した事業継続を目指し、下水道事業が果たすべき役割を遂行していくため、新たな取り組みや経営状況の変化に対応すべく、進捗管理は毎年度実施し概ね5年ごとに見直しを行う。</p>
----------------------------	--

原価計算表

供用開始年月日 平成9年 4月 1日
 処理区域内人口 1,440人
 計算期間 自R4年4月至R9年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料 (X)	8,510	9,234	0	9,234
受託工事収益	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	8,510	9,234	0	9,234

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
経費	人件費	0	0	0
	給料	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	修繕費	0	1,647	1,647
	手数料	0	7,425	7,425
	委託料	3,461	11,962	4,002
その他	0	271	271	
維持経費	3,461	21,305	13,345	7,960
控除対象外消費税額	1,066	977	0	977
資本費	0	2,026	2,026	0
減価償却費	0	6,336	6,336	0
合計 (Y)	4,527	30,643	21,706	8,937

資産維持費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	8,937

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 1.03$

<使用料水準についての説明>

・経営戦略の計画期間内に耐用年数を超える施設が出始めるものの、事業開始以来、公設の浄化槽として保守点検等を通じ予防保全的な機器交換や補修等を継続実施しているため、目下更新需要が大きく増大する状況では無いことから資産維持費は未計上。
 ・算出された原価率は1.03であり、公費負担分(一般会計からの繰入金)によって、上記支出を使用料で賄っている。
 ・当該事業開始の際、下水道処理区域との公平性を念頭に公共下水道事業と使用料体系と同一設定とする政策としており、公共下水道事業に使用料の算定を準じることと滝川市個別排水処理施設条例第12条に規定している。よって、公共下水道事業で使用料の見直しが行なわれた場合は、それに合わせて使用料を変更することとなる。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債	5,900	3,700	5,000	12,900	7,400	9,500	10,800	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
	うち資本費平準化債																
	2. 他会計出資金	229	1,659	2,821	2,012			753	1,440	1,499	1,715	1,811	1,948	1,258	806	1,034	924
	3. 他会計補助金																
	4. 他会計負担金																
	5. 他会計借入金																
	6. 国(都道府県)補助金																
	7. 固定資産売却代金																
	8. 工事負担金																
	9. その他	768	480	648	1,680	936	1,104	1,200	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	計 (A)	6,897	5,839	8,469	16,592	8,336	10,604	12,753	11,890	11,949	12,165	12,261	12,398	11,708	11,256	11,484	11,374
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
	純計 (A)-(B) (C)	6,897	5,839	8,469	16,592	8,336	10,604	12,753	11,890	11,949	12,165	12,261	12,398	11,708	11,256	11,484	11,374
	資本的支出	1. 建設改良費	6,696	4,212	5,724	14,649	8,415	10,689	12,000	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
うち職員給与費																	
2. 企業債償還金		6,551	6,867	7,183	7,526	7,855	8,141	8,572	8,901	9,299	10,009	10,479	11,032	9,929	9,304	9,005	9,173
3. 他会計長期借入返還金																	
4. 他会計への支出金																	
5. その他								500									
計 (D)	13,247	11,079	12,907	22,175	16,270	18,830	21,072	19,401	19,799	20,509	20,979	21,532	20,429	19,804	19,505	19,673	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	6,350	5,240	4,438	5,583	7,934	8,226	8,319	7,512	7,850	8,344	8,718	9,134	8,722	8,548	8,021	8,299	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	20,388	23,927	26,378	28,221	31,142	31,373	33,530	32,156	34,594	34,485	34,007	33,546	32,828	32,820	33,300	34,604
	2. 利益剰余金処分量																
	3. 繰越工事資金																
	4. その他	439	276	376	1,049	680	771	873	859	859	859	859	859	859	859	859	859
計 (F)	20,827	24,203	26,754	29,270	31,822	32,144	34,403	33,015	35,453	35,344	34,866	34,405	33,687	33,679	34,159	35,463	
補填財源不足額 (E)-(F)																	
他会計借入金残高 (G)																	
企業債残高 (H)	150,770	147,603	145,420	150,794	150,339	151,698	153,926	154,425	154,526	153,917	152,838	151,206	150,677	150,773	151,168	151,394	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		16,036	16,074	17,571	18,842	20,967	20,707	21,035	20,623	21,363	22,347	23,161	24,192	25,270	26,391	27,556	28,763
	うち基準内繰入金	3,078	3,129	3,192	3,245	3,356	3,380	3,469	3,523	3,587	3,668	3,742	3,806	3,877	3,952	4,029	4,106
	うち基準外繰入金	12,958	12,945	14,379	15,597	17,611	17,327	17,566	17,100	17,776	18,680	19,418	20,387	21,393	22,439	23,527	24,657
資本的収支分		229	1,659	2,821	2,012			753	1,440	1,499	1,715	1,811	1,948	1,258	806	1,034	924
	うち基準内繰入金																
	うち基準外繰入金	229	1,659	2,821	2,012			753	1,440	1,499	1,715	1,811	1,948	1,258	806	1,034	924
合 計	16,265	17,733	20,392	20,854	20,967	20,707	21,788	22,063	22,862	24,062	24,972	26,140	26,528	27,197	28,590	29,687	

経営比較分析表（令和2年度決算）

北海道 滝川市

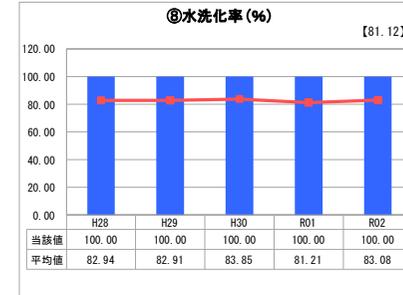
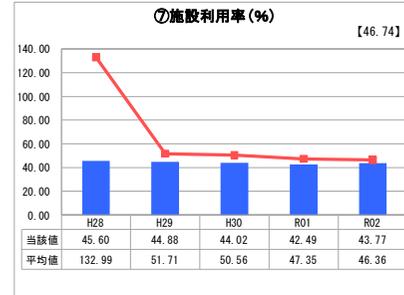
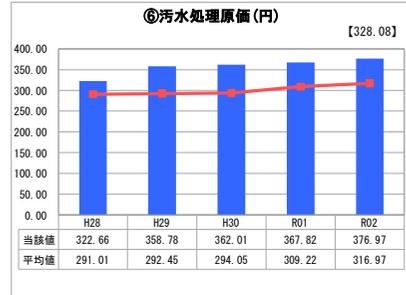
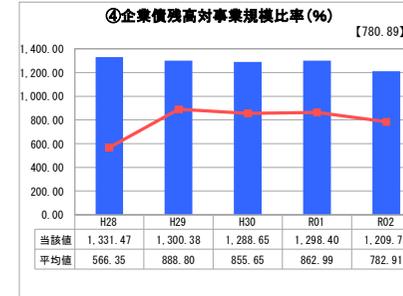
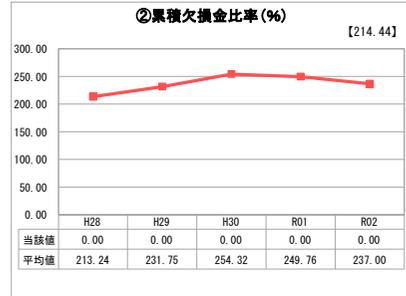
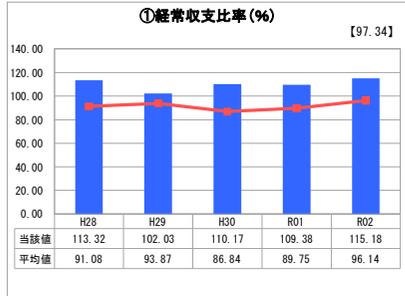
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	27.33	1.47	100.00	4,134

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
39,264	115.90	338.77
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
572	0.39	1,466.67

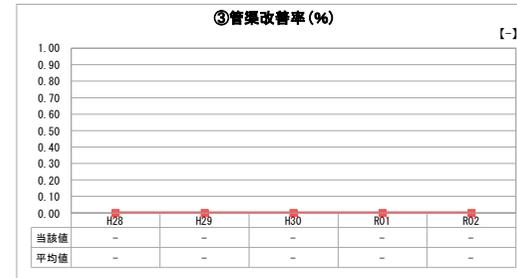
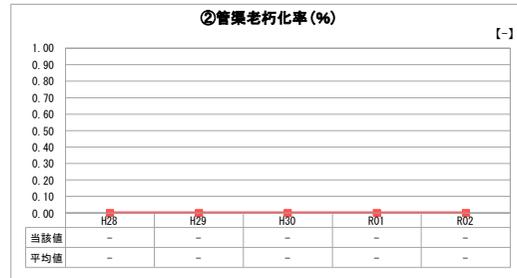
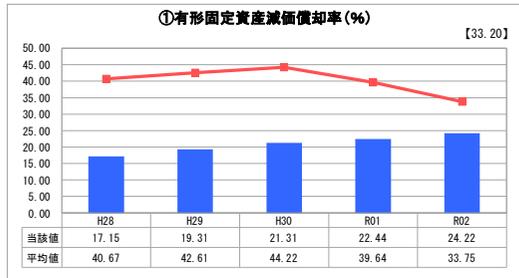
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

使用料収入や他会計補助金等で維持管理費や支払利息等が賄えているため、経常収支比率は100%以上であり、累積欠損金はなく単年度赤字もありません。

流動比率については、大きな変動はないものの類似団体と比較して高くなっており、年度末の現金を含む未収金総額で、翌年度に支払いが発生する起債償還額を含む流動負債を賄うことができている。

使用料収入に対して投資額である企業債残高対事業規模比率は、減少傾向にあります。

使用料収入で回収できない維持管理費を、政策として一般会計からの繰入で賄っておりますが、経費回収率が100%を下回り、汚水処理原価は類似団体と比較して高く、設置した浄化槽基数の増加等に伴い増加傾向にあります。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率については、平成9年より実施している事業であり、新設から年数経過が進んでいる資産は少なく、類似団体と比較すると老朽化割合は低率となっています。

管渠老朽化率と管渠改善率の指標について、この事業は個別排水処理事業のため、有形固定資産は合併処理浄化槽であり管渠はないことから、この指標の数値はありません。

全体総括

個別排水処理施設事業は、市が政策の一環として、下水道認可区域外の市民に対しても区域内の市民と同様に水洗化のサービスを平等に図ることを目的に開始された事業です。

そのため使用料は公共下水道利用者の使用料と同額の設定をしているので、使用料収入で回収できない維持管理費については、一般会計からの繰入金で賄うこととしており、原則的に収支不足は発生しない事業となっております。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。